

## 点検基準 住戸用自動火災報知設備 - 西日本防災システム

### ※ 機器点検

次の事項について確認すること

#### (1) 住戸用受信機及び中継器

##### ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

##### イ 外形

変形、損傷等がないこと。

##### ウ 表示

適正であること。

##### エ 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

##### オ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

##### カ 表示灯

正常に点灯すること。

##### キ 付属装置

火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

#### (2) 感知器

##### ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

##### イ 警戒状況

###### (ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

###### (イ) 感知区域

設定が適正であること。

###### (ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

###### (エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

##### ウ 熱感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

##### エ 煙感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

##### オ 炎感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

#### (3) 音声警報装置及び音響装置(補助音響装置を含む。)

##### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

##### イ 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

##### ウ 音声警報等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

##### エ 鳴動方式

警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

#### (4) 蓄積機能(蓄積機能を有する住戸用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。

#### (5) 戸外表示器

##### ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

##### イ 作動表示灯

正常に点滅すること。

##### ウ 通電表示灯

正常に点灯していること。

##### エ 音声警報装置の鳴動状況

音圧、音色及び音声が正常であること。

### ※ 総合点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 煙感知器の感度(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

#### (2) 音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を含む。)の音圧

規定値以上であること。

#### (3) 総合作動(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、音声警報装置及び音響装置の鳴動が正常であること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



点検基準 共同住宅用非常警報設備 - 西日本防災システム

(1) 音響装置の音圧  
規定値以上であること。

(2) 総合作動  
非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置又は操作部を操作した場合に、火災表示並びに音響装置の鳴動が正常であること。



西日本防災システム  
NISHINOH ONHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



[弊社top pageへ](#)

